

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例に係る 大阪府人権施策推進審議会の審議経過等について

【令和4年度】

- 4月1日 条例施行
(附則第2項)
知事は、この条例の施行後一年を目途として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策、学識経験を有する者等で構成される当該施策に関する検討会議の設置等及び府の組織体制について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。
- 5月から12月 大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議開催（5回）
- 3月17日 有識者会議取りまとめ公表

【令和5年度】

- 6月26日、7月10日 大阪府人権施策推進審議会開催（第44回、第45回）
➤ 条例改正（案）について、諮問・答申
- 10月30日 改正条例公布 【参考資料1】
➤ 公布日施行（一部規定は、令和6年4月1日施行）
- 11月6日 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」開設
- 11月10日 大阪府人権施策推進審議会開催（第46回）
➤ 部会の設置、部会長及び部会委員等の指名 他
- 11月から1月 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会開催（第1回、第2回、第3回）
➤ 削除要請等にかかる基本的考え方について、諮問・答申 【参考資料2】

【令和6年度】

- 4月1日 改正条例全面施行
インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針施行 【参考資料3】
- 9月10日、2月21日 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会開催（第4回、第5回）
➤ 人権侵害情報への対応状況について【資料1－1】
➤ 相談支援の実施状況について【資料1－2】
➤ 教育・啓発の実施状況について【資料1－3】
- 3月25日 大阪府人権施策推進審議会開催